# DMAT隊員医師である森田(心臓血管外科)と原田(呼吸器外科)が 広島県から地域災害医療コーディネーターに任命されました

## 診療部長(心臓血管外科) 森田 悟 呼吸器外科部長 原田 洋明

### 地域災害医療コーディネーターとは

災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。

と、されています。

森田(心臓血管外科)と原田(呼吸器外科)は令和3年 11月に開催された広島県災害医療コーディネート研修に 参加しています。

本研修は県や市といった行政に災害医療本部が立ち上がった際に、その本部での活動について、理解と実践を目指して組まれた研修でした。各保健所の幹部職員クラスと各地域の災害医療コーディネーターが受講者となり、広島県災害医療担当部署の幹部職員も参加する、まさに『災害医療に関するオールひろしま』が集結した研修でした。

災害医療ACT研究所という宮城県石巻市の災害医療拠点病院のスタッフが、東日本大震災の経験を元に立ち上げた組織が全国で行っている研修で、広島県では初の研修となりました。

被害程度・状況の把握と想定、避難所の開設と状況評価、DMAT隊の効果的配属、本部における情報整理の実際などについて、まず上述の単元毎に講義と実習を行いました。さらに機能的なチーム作りの方法についての

講義の後、1班15人程度で実際の災害拠点本部を構成し、災害発生から本部の立ち上げ、救護所の開設(有益な場所の選定からDMAT隊の派遣)から始まり、被災した医療機関へDMATを派遣し状況の確認から支援の必要性把握と実際に部隊派遣の決定、救護所における不足物資の確認と支援およびDMAT隊の派遣必要性の確認、などなど次々に実際起こりうる事態に対して本部チームがそれぞれ任務を担いつつ有機的に協力できるように実践的なシミュレーション実習が連続2時間程度、まさに災害が目の前で起こっているような想定で行われました。

災害拠点本部にはすさまじいばかりの情報量と要求がぶつけられます。時間の経過とともに次から次へと起こる状況に対して、それらに優先度をつけつつ可及的速やかに担当部署へ対応を依頼し、さらにその結果もきちんと把握・評価することが不可欠となります。災害医療においては、現場での活動だけで無く、統括する本部の活動のすさまじいばかりの仕事量と本部チーム全体が有機的に機能する状況を築く困難さを学ぶことができました。

昨今、広島県は国内で最も災害が多い地域として認識されるに至っています。当院はDMATを広島中央医療圏で唯一有する病院ですが、ここ3年で医師1名、看護師3名、業務調整員(医師・看護師以外の病院職員)5名が異動・退職し、DMAT隊を構成することすら厳しい状況に陥っています。特に業務調整員の補充は急務です。広島県からも隊員補充について依頼が届いている状況でもあり、興味のある方は森田、原田もしくは長山(管理課)までご連絡ください。よろしくお願いします。

#### ■ 活動要領の内容

## 第1 概要

- 1 背景 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害医療コーディ ネーターとは
- 5 運用の基本方針

#### 第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害医療コーディネーターの業務
  - 災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言を行う。
- (1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の 構築(都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等)
- (2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMISの活用のための準備

#### 第3 災害時の活動

## 1 災害医療コーディネーターの招集、配置、運用 被災都道府県は

- 都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を 設置し、都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
- 地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう、- 必要に応じて保健所⇒に地域災害医療コーディ
  - ネーターを配置する。
    地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と 協議を行い、必要に応じて<u>市町村</u>に地域災害医療 コーディネーターを配置することができる。
- 2 災害医療コーディネーターの業務 災害医療コーディネーターは、以下の事項に ついて、助言及び調整の支援を行う。
- (1) 組織体制の構築
- (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
- (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及 び物的支援の調整
- (4) 患者等の搬送の調整
- (5) 記録の作成及び保存並びに共有 3 災害医療コーディネーターの活動の終了
- 3 災害医療コーティネーターの活動の終

注)保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部

#### 第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害医療コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

# 

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705 第3号(医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発1705第1号・原発0705第2号厚生労働省大 臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・提護局障害保健福 社部長連名通知より引用・改変